



第485号

**公益社団法人
徳島県環境技術センター**

発行

徳島市津田海岸町2-33

電話 (088) 636-1234(代)

FAX (088) 636-1122

<https://www.tokushima-env.jp>

令和2年度 第4回理事会を開催

県環境技術センターは、7月27日(月)午後2時から令和2年度第4回理事会を開催した。

最初に司会者の川原事業推進部長が、定款第40条の定足数を満たしているので理事会が有効である旨を報告した。

続いて田村会長が開会の挨拶をした後、議長となり議事を進行した。

《審議事項》

【第1号議案】センター隣接土地の購入について

不動産業者から提案された検査センター北側の土地購入について、提示金額、引き渡し時期、支払計画等の報告を行ったのち、賛否を諮ったところ満場一致で購入の承認を受けた。

なお、購入する土地は約300坪で、センターが所有する検査車などの法人車輛や外来者用の駐車場として使用し、現在、少し離れた場所に賃借している土地から移動する。また、既存建物・倉庫についてはそのまま使用し、来訪する会員・職員の福利厚生として、シャワー設備等を設置したいと考えている。



【第2号議案】水質分析機器の購入見積もりについて

全有機炭素測定装置(TOC)の機器更新にあたり、実務担当者が精度や作業性を重視して決定した機器の見積もり書を提示した。

見積書に基づき、購入の賛否を諮ったところ満場一致で購入の承認を受けた。

《協議事項》

【第1号議案】災害発生時における協力体制について

今期の目標とする災害発生時における協力体制の確立に向け、今後の対応について協議した。

協議した内容として、災害発生時に支援できることの洗い出しやエリアごとに区分した会員組織体制の整備、日頃からの訓練の必要性、既に締結されている災害協定書の整合性など、多くの課題が提出され、次回は各項目をフローチャートに示して協議していくこととした。

【第2号議案】浄化槽機能保証制度と地方審査委員会

地方審査委員会が新委員に委嘱されたことを受け、浄化槽機能保証制度における県内の過去の実績や全国の適用事例を報告した。その結果、現在に至るまで適用件数が少ないことから、当制度が十分に認識され適

切に活用できる方策について協議した。

【第3号議案】関係団体からの表彰推薦における候補者の選出について

関係団体から表彰の推薦依頼があった場合、締め切りまでに時間の余裕が無いため、事前に要件を満たす該当理事を提示し、推薦依頼のあった際には推薦することの承認を受けた。

《報告事項》

(1) 全浄連四国地区協議会・浄化槽法指定検査機関四国地区協議会について

感染症拡大が懸念される中、両協議会の令和2年度事業の実施について、四国四県の意見を纏めたところ、県を跨ぐ事業の実施は中止する方向にあると報告した。

そのような中、役員会については、今回2県が新会長に就任しているため、状況が落ち着いた段階で開催する必要があると報告した。

(2) 県水・環境課からの報告事項について

浄化槽法に基づく協議会、並びに汚水処理の広域化・共同化計画策定に向けた研修会の開催が8月26日に決定したことを報告した。

(3) 新型コロナウイルス感染症に関する支援制度について

県から提示された感染症に関する支援制度について説明を行い、会員への迅速な連絡ツールとしてLINEグループを活用してはどうかとの提案があった。

(4) 執行理事の業務報告について

執行理事が参加・出席した事業について報告した。

以上全ての議事が終了したため、午後3時30分に閉会した。

プライバシーマーク審査 3度目の更新



令和2年7月27日(月)にプライバシーマークの更新審査(付与適格性審査)が行われた。

当センターは、平成26年10月にプライバシーマークの使用許諾を取得しているが、2年ごとに更新が必要となるため、今回が3度目の更新審査となる。

当日は、審査機関(中四国プライバシーマーク審査センター)から審査員2名が来所し、代表者へのインタビュー及び業務についての聞き取り、現場視察、記録類の確認など、個人情報の取扱が適切に行われているかどうかの審査を行った。

審査の結果、審査員からの大きな指摘はなく、令和2年10月に3度目の更新を受ける運びとなっている。

全浄連四国地区協議会・浄化槽法 指定検査機関四国地区協議会 会長に 徳島県田村会長が就任

毎年4月に開催していた令和2年度全浄連四国地区協議会並びに浄化槽法指定検査機関四国地区協議会の総会は、新型コロナウイルス感染症の影響により書面による決議を行い、全会員の同意によりすべての議案が6月22日に承認された。

尚、今年度は任期満了に伴う役員改選が行われ、令和2年度及び3年度は輪番制により、徳島県が担当するため、当県の田村会長が就任した。書面表決により承認された内容は以下の通り。

【全浄連四国地区協議会総会】

第1号議案 2019年度事業報告及び収支決算報告について

第2号議案 令和2年度事業計画(案)収支予算(案)について

第3号議案 役員の改選(案)について

役員改選については、次の新役員が決定した。

会 長	徳島県会長(田村 茂人)
副 会 長	愛媛県会長(有間 義恒)
監 事	高知県会長(田村 幸彦)
監 事	香川県会長(山条 忠文)

○全浄連役員

副 会 長	徳島県会長(田村 茂人)
理 事	愛媛県会長(有間 義恒)
理 事	高知県会長(田村 幸彦)
評 議 員	香川県会長(山条 忠文)

○全浄連委員

総 務	香川県会長(山条 忠文)
事 業	高知県会長(田村 幸彦)
機能保証制度	愛媛県選出(寺井 政博)
保守・清掃	徳島県選出(井内 孝明)

※上記役員は、この総会以降に行われた各県総会の

役員改選で選出されています。

【浄化槽法指定検査機関四国地区協議会総会】

第1号議案 2019年度事業報告及び収支決算報告について

第2号議案 令和2年度事業計画(案)収支予算(案)について

第3号議案 役員の改選(案)について

なお第3号議案の役員改選については、次の新役員が決定した。

会 長	徳島県会長(田村 茂人)
副 会 長	愛媛県会長(有間 義恒)
理 事	高知県理事長(森 学)
理 事	香川県会長(山条 忠文)
監 事	徳島県から選出

※上記役員は、この総会以降に行われた各県総会の役員改選で選出されています。

全浄連四国地区協議会並びに 浄化槽法指定検査機関四国地区協議会 令和2年度 事業計画の実施について

全浄連四国地区協議会並びに浄化槽法指定検査機関四国地区協議会は、コロナ禍における令和2年度の事業の実施の是非について、各県から意見を聴取した。

その結果、現状は各県とも県を跨ぐ移動は避け、不要不急の事業については中止するのが望ましいとして、直面する今年度事業の中止を決定した。

【中止を決定した事業】

○指定検査機関四国地区協議会検査員研修会の開催

○九州地区浄化槽検査員研修会への参加

○ソフトボール大会の開催

【今後の感染状況によって判断していく事業】

○合同役員会の開催

○合同事務局長会議の開催

野の講師を招いた研修、四国4県の検査機関の課題や問題点をテーマにした検討会、そして技術向上の為の研究発表など、四国地区の検査機関の貴重な意見交換や交流の場となっている。今では、四国地区だけでなく九州、東北地区の検査機関も参加し、100人規模の活発な活動を行っていた。

今年度は四国電気保安協会から講師を招き、浄化槽の電気設備についての講習会を予定するなど、これまで開催に向け職員一同、準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、四国4県の担当者で協議を行った結果、健康と安全を最優先に考慮し、今年度の開催は見送ることとなった。

来年度にはコロナ禍が収まる事を願うとともに、今回の事態を契機として、WEBを活用するなど、徳島県では実現できなかった、新しい形式での研修会が開催されることを期待している。

四国地区協議会 「検査員研修会」中止 新型コロナウイルスの影響

未だ猛威を振るい続けている新型コロナウイルスの感染拡大の影響で9月に徳島県で開催予定であった浄化槽法指定検査機関四国地区協議会検査員研修会(以下検査員研修会)について、本年度の開催を中止とすることを決定した。

この検査員研修会は検査機関四国地区協議会が発足された2年後の平成8年7月に徳島県の鳴門ハイッ(宿泊施設)で始まり、今年で25回目であったが、奇しくも開催以来初めての中止となったのも徳島県となった。

検査員研修会は従来2日間開催され、いろいろな分

浄化槽と50年

第 7 章 H.18~H.21

新公益法人関連
三法が成立

50th
anniversary

平成18年 5 月26日公益法人制度改革関連三法が通常国会で成立、平成20年12月 1 日全面施行された。

新法施行により、公益の有無にかかわらず法人登記で設立できる一般社団（財団）法人と、公益認定等審査委員会が法人の目的及び事業の公益性を判断した上で公益認定する（二階建ての仕組み）公益社団（財団）法人のどちらかに 5 年以内に移行が必要である。

センターは平成20年 3 月12日に理事会を開き、新公益法人への対応について協議した。その結果、出席理事全員の承認を得て公益認定法人を目指すことを決定、準備を進めることとなった。



公益認定法人を目指すことを決めた理事会
(H20.3.12)

この時点での、県内215の公益法人の動向は、県が行ったアンケート調査（回答があったのは203法人）の結果から、97法人（45.1%）が新公益法人を目指し、42法人（19.6%）は一般法人に移行、残り64法人（31.5%）は未定と回答した。未定の理由は、難解な申請書や事業が公益として認められるかが検討課題だと回答した。

平成20年 5 月の通常総会で、寒川会長は病気療養中のため、第 5 代会長には岡田正義氏が就任した。

寒川会長は就任以来12年間、玉石混在するセンター職員をまとめ、組織を大きく発展させた。

岡田会長の指揮の下、公益認定法人を目指すため、平成21年 4 月 1 日、8 支部のすべての事業活動及び会計を本部に統合、組織の一本化を図り、8 支部は支所として本部直轄になった。

同年、5 月29日の通常総会に於いて新法人の定款変更案が承認可決した。岡田会長は「法人設立時の理念を継承し公益法人としてより一層の社会貢献を果たす」と挨拶した。

また、平成21年 4 月、県から「浄化槽情報電子化事業」を1,800万円で受託、これまで一斉調査で情報収集してきた浄化槽データの電子化（携帯による検査デー

タ処理システムで取得したGPS情報を含む）を進めた。これにより、県下全域の浄化槽及び汲取トイレ情報の電子化が完了し、未受検者掘り起こしを含む維持管理指導、そして単独浄化槽及び汲取トイレから合併浄化槽への転換推進への準備が整った。

また、この年の 6 月には、受検率向上策の一環として井川町の市町村設置型浄化槽を対象に採水員制度を導入した。

平成22年 2 月、長きに渡りセンターを牽引してきた岡田会長が急逝された。

岡田会長は、検査機関の指定、沖浜及び津田事務所の建設、BOD検査機器導入など、常に前向きな姿勢を貫き実現に向け先頭に立って奔走された。

お別れ会には、県内外から200人余の方々が参列し、飯泉知事は、「持ち前の行動力とリーダーシップにより業界の発展と環境首都とくしまの実現に多大な尽力を頂いた。」と弔辞を述べた。



岡田会長のお別れ会
(H22.2.19)

弔辞をのべる
飯泉嘉門知事



2 月10日、岡田会長の死去に伴う、緊急理事会が開催され、第 6 代会長には松原義輔氏が就任した。

(原岡艶甲)



新会長を決めた緊急理事会
(H22.2.10)



第 6 代会長
松原 義輔氏

次回につづく



【問題1】施工関係

小型合併浄化槽でマンホールカラーによるかさ上げの許容範囲で正しいのは次のうちどれか一つ選んで下さい。

- ア. 50センチ以内
- イ. 消毒剤に手が届けばOK
- ウ. 30センチ以内
- エ. 特に規定されていない。

【問題2】管理関係

浄化槽に使用する消毒剤で正しいのは次のうちどれか一つ選んで下さい。

- ア. パルサン
- イ. メルサン
- ウ. パンシロン
- エ. ゴキジェット

【問題3】一般問題

クールビズとは、軽装などの取組を実践することにより、快適に夏を過ごしつつ「冷房の適切な使用」を実践することを目的としています。

では、一般的にクールビズですすめている冷房の設定温度の目安は何度でしょうか次のうち正しいのの一つ選んで下さい。

- ア. 25度
- イ. 26度
- ウ. 27度
- エ. 28度

応募は9月30日までに、①答え、②会社名・氏名、③住所、④電話番号をご記入の上、下記の(1)又は(2)のいずれかの方法でご応募ください。正解者の中から抽選で5名様に粗品（クオカード）をプレゼント致します。尚、当選は発送をもってかえさせていただきます。

<応募先>

- (1) メールの場合

E-mail : haraoka@tokushima-env.jp

- (2) FAXの場合 : 088-636-1122

(公社)徳島県環境技術センター 原岡まで

※お送りいただいた個人情報は粗品の発送のみに利用致します。

水質計量便り

～マスク選びのポイント～

最近やっと店頭でも見かけるようになったマスクですが、感染症対策としては、マスクがどのくらい微粒子を遮断できるかがポイントとなります。



そこで目安になるのが、パッケージに記載されているPFE、BFE、VFEと呼ばれる基準です。これは、サージカルマスクのウイルスや細菌等の微粒子物質に対する性能を示します。

PFEとは、マスクのフィルターが直径0.1μmほどのポリスチレン製ラテックス球形粒子をどの程度捕集できるかという効果を見たものです。例えば、PFE99%と表示されているマスクであれば、フィルターによって直径0.1μmの粒子が99%以上の割合で除去されたことを意味します。また、BFEとは直径3μmほどの実際の細菌や飛沫粒子の捕集試験における細菌の捕集率を意味します。

同様にVFEは、直径0.1～5μmほどのウイルス粒子や飛沫粒子の捕集試験におけるウイルスの捕集率のことを意味します。

基本的にウイルスは、ウイルス飛沫（咳やくしゃみなど（5μm程度））として活動します。ウイルス飛沫であれば花粉用マスクでも侵入はできませんが、付着したウイルス飛沫が乾燥しウイルス核（0.1μm）程度になるとマスクを通過してくるそうで、インフルエンザウイルスやコロナウイルスといったウイルス粒子の大きさは、だいたい0.1～0.2μmくらいと言われています。

つまり、細菌感染および飛沫感染までの感染症対策としては、直径3μmまでを捕集するBFEの基準を満たしたマスクを用いれば十分効果があると考えられるのに対して、それ以上に小さな微粒子の空気中に浮遊するウイルス粒子に対しては、直径0.1μmまでを捕集するPFEまたはVFEの基準を満たしたマスクを使用することが必要でしょう。マスク購入の際には参考にしてくださいね。

by koizumi

事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程：令和2年9月1日～令和2年9月30日
地区：徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、美馬市、つるぎ町

○7条検査

日程：令和2年9月1日～令和2年9月30日
地区：徳島市、那賀町、東みよし町、三好市

○那賀町検査（らくらくあんしん協議会）

日程：令和2年9月1日～令和2年9月30日
地区：那賀町全域

○神山町検査（神山町きれいな水づくり協議会）

日程：令和2年9月1日～令和2年9月30日
地区：神山町全域

